

## 令和6年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年9月4日（水）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、奥村 松市、三宅 静喜
欠席委員	近藤 辰夫、奥村 武司、田中きょうこ、鈴木 泰示、鈴木 好則、酒向 崇好
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第43号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第44号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第45号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第46号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第47号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第48号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和6年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、8番近藤辰夫委員、9番奥村武司委員及び14番田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、11名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、5番鈴木泰示委員、6番鈴木好則委員及び8番酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、6名です。</p> <p>これより令和6年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、5番勝野仁司委員、6番山本富義委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案第43号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第43号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件の合計3件です。受付番号1番は、今渡の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。今渡地内において、譲受人は、父の自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、虹ヶ丘の方と塩河の方との間における贈与による所有権移転です。塩河地内において、譲受人は、自宅近隣にある申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、愛媛県四国中央市の方外2名と広見の方の間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図ることです。

詳細については、資料のとおりです

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江口委員 受付番号1番、今渡お願いします。

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡大東にある農地です。譲渡人は、高齢となり所有農地の管理が十分にできない状態になり、譲受人は、親が申請地東に居住していることから、今回購入して親と共に、農地として耕作管理される計画で、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、塩河お願いします。

柴田委員 農業委員7番の柴田から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、塩河西洞にある農地です。今回の申請地は、譲渡人、譲受人の親の代に売買により仮登記がしてあり、既に譲受人が耕作している案件です。今回、3条下限面積が廃止となったことを知り、譲受人が贈与により取得して、所有権登記をされることと、農地として耕作されており、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、広見お願いします。

奥村(保)委員 農業委員13番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、広見伊川地内の畑です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており、今回処分することとなり、隣接農地の譲受人が取得して、今後も畑として耕作管理される計画で、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

委員 長 【意見・質問なし】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
議案第 43 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第 43 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きますで、日程第 3、議案第 44 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 3、議案第 44 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。  
今月の申請は、3 件です。  
受付番号 1 番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、川合地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の進入路敷地にするとのことです。  
立地基準判定は、第 3 種農地となります。  
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。  
周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。  
申請地を隣接する共同住宅を建築した平成 2 年より共同住宅の進入路として使用していたため、始末書が提出されています。  
受付番号 2 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して共同住宅 1 棟を建築するとのことです。  
立地基準判定は、第 3 種農地となります。  
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。  
周辺農地への被害防除策は、L 型擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことです。  
まちづくり条例による開発協議が必要な案件で、申請済みです。  
受付番号 3 番は、名古屋市中川区の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して駐車場への進入路を整備するとのことです。  
立地基準判定は、第 3 種農地となります。  
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。  
周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。  
申請地を昭和 56 年頃より進入路敷地として使用していたため、始末書が提出されています。  
以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。  
受付番号 1 番、川合お願いします。

大 澤 委 員 農業委員 2 番の大澤から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、川合地内にあるアパートの通路敷地として既に一体利用されているため、始末書が提出されている案件です。現状のままの使用となるため、転用されても、問題ないと思います。

議長  
江口委員

受付番号2番、下恵土お願いします。

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、下恵土沢渡地区にある農地で、既存宅地と一体利用して、共同住宅1棟を建築するための転用申請です。開発協議が必要な案件で、雨水は道路側溝及び土地改良区の水路への排水で改良区の同意が得てあります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長  
奥田委員

受付番号3番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、土田堀口地区にある農地です。既存宅地に隣接する農地が転用許可を得ずに進入路として一体利用されていたため、始末書が提出されている案件です。現状のままの使用となるため、転用されても、問題ないと思います。

議長  
奥田委員

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員  
議長

【意見・質問なし】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第44号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員  
議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第44号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第4、議案第45号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4、議案第45号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定1件の合計7件です。

受付番号1番は、今渡の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、関市の方と多治見市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、道路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

7月に隣接地を一般個人住宅の建築敷地にするとして5条転用申請し、許可を得ていますが、セットバックする道路部分の転用許可を得ていない事が判明したため、追加申請された案件です。

受付番号3番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、塩の方と春日井市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号5番は、東京都世田谷区の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、広見の方と愛知県一宮市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、4区画に建築条件付で宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

申請地を平成16年より造成して資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、中恵土の方と愛知県丹羽郡大口町の方が、使用貸借権の設定で、農地

転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、妻の母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡鳴子、市道54号線今渡・坂戸線に接する場所にある農地です。

譲受人が購入して、4区画に宅地分譲するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置され、土地改良区の同意もあります。雨水は、宅地分譲で自然浸透と西側、北側の市道側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、3番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、土田地内大型花き販売店の東にあり、7月に一般住宅敷地で転用許可した農地のセットバック部分が転用許可を得ていない事が判明したため申請された案件です。周囲に農地は無く、道路形状になるため、転用されても、問題ないと思います。

津田委員

推進委員2番の津田が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田東山にある農地です。隣接地を一体利用して建築業者が4棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明、土地改良区の同意もあり、前面道路に上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号4番、塩をお願いします。

山本(富)委員

農業委員6番の山本が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、塩郵便局西にある農振農用地内の農地を除外して、転用事業者である不動産業者が購入して、共同住宅1棟を建築するための転用申請です。

令和6年3月1日に農振除外され、被害防除として周囲にはL型擁壁とコンクリートブロックを設置され、隣地所有への説明も済んでいます。開発協議が必要な案件で、事前協議が進められています。土地改良管理組合の同意、雨水の排水同意が得てあります。上下水道とも北側市道に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号5番、瀬田をお願いします。

玉田委員

農業委員12番の玉田が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、瀬田3号の住宅地域の一角にある農地で、譲受人の建築業者が購入し、隣接地と一体利用で2棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。譲渡人は、以前は一体利用地に居住していましたが、高齢となり息子さんと同居することになり遠方に居住さ

れ管理できないため、宅地と農地を処分することとなり売却されるものです。周囲に農地はありませんがコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長  
奥村(保)委員

受付番号6番、広見をお願いします。

農業委員13番の奥村が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、広見伊川の葬儀場南にある農地で、市道を挟んで南と北にある農地を不動産業者が購入し、南で2区画、北で2区画、計4区画に建築条件付宅地分譲される案件です。隣接者への説明も済み、周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。市道の幅員が狭いため、それぞれセットバックし、側溝を入れて、雨水の排水先とされます。上下水道は、市道に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長  
三宅委員

受付番号7番、中恵土をお願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、中恵土上野の御嵩町との境近くにある農地で、妻の母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための申請です。

周囲に農地がありますが、コンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は市道の対側にある道路側溝へ排水されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長

受付番号6番の案件について、申請地に行くための道路が狭いように見受けられるが、どこから行けるのか、火災時など緊急車両が行けるのか。

奥村(保)委員

西側の自治会館側の道路は一部狭い箇所があり利用できません。また、北側市道からの道路も、軽自動車が通行できる程度です。利用できるのは、南側の県道土岐可児線からで、緊急車両も入れます。

議 長  
委員

他にご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第45号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員  
議 長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第45号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長

続きまして、日程第5、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第5、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更が1件です。

下恵土の法人が計画内容の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で2棟の分譲住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置済みです。

転用事業者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地を均等に2分割し、それぞれ同規模の分譲住宅を建築する予定で造成まで済ませましたが、建物の大きさを変更し、区割りを変更して大きさが違う2区画で分譲住宅を建築することとなったとのこと。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、坂戸をお願いします。

山本(富)委員 農業委員6番の山本が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、坂戸地内、可児高校北の土地で、現地は既に造成済みです。当初計画では、申請地を均等に2分割して分譲住宅2棟を建築する計画でしたが、土地の大きさを分けて2棟の分譲住宅を建築する計画変更で、関係者への説明、書類も提出されていますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委員 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第46号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、議案第46号は、原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第47号、土地現況確認申請書(非農地)の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第47号、土地現況確認申請書(非農地)について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、土田の方が所有する土田地内の畑です。

該当農地は、昭和35年頃までは耕作を行っていましたが、昭和36年頃に食品店を営むため店舗を建築し、昭和43年頃に、自宅を建築し、さらにカーポートを設置し、周囲をブロック塀で囲い住宅敷地として利用し、現在に至るとのことです。

受付番号2番は、長坂の方が所有する長洞地内の畑です。

当該農地は、昭和 59 年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

この案件は、申請者が相続により取得し、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、宅地となっていることが判明し、事務局から指導した案件です。

受付番号 3 番は、久々利の方が所有する久々利地内の畑です。

当該農地は、昭和 49 年頃までは、賃借人が耕作していましたが、賃借を止めてから、農地として管理が困難となり、昭和 54 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、土田お願いします。

奥田委員 農業委員 4 番の奥田が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、土田北町地内にあり、事務局から説明がありましたが、昭和 36 年頃に食料品店が建築され、その後、昭和 43 年頃に自宅を建築し、宅地として利用が始まり、現在に至るとのことです。現地も店舗、住宅が建築されており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、長洞お願いします。

國枝委員 推進委員 4 番の國枝が受付番号 2 番の案件について報告します。

受付番号 2 番は、長洞地内にあり、申請者は相続により取得し、事務局からの指導で申請された案件で、昭和 59 年に住宅が建築され、宅地として利用が始まり、現在に至るとのことです。現地も住宅が建築されており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番、久々利お願いします。

竹谷委員 農業委員 11 番の竹谷が受付番号 3 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、久々利大萱地内にあり、事務局から説明がありましたが、昭和 49 年頃までは耕作されていましたが、昭和 54 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。現地は笹が生い茂り、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 47 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 47 号は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第 7、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、2 件です。

受付番号 1 番、2 番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

久々利の方外 1 名と土田の法人との間での再設定の使用貸借権の設定です。

久々利と広見地区内の該当農地について、令和9年9月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第48号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第48号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第8、議案第49号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第49号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積長推進計画素案に対する意見について説明します。

別葉の議案第49号をご覧ください。

受付番号1番から4番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

受付番号1から4について、二野の法人が更新で農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

賃借期間は、令和6年12月26日から令和16年12月25日までの10年間です。

受付番号5について、大森の法人が更新で農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。

土地の概要等については、資料のとおりです。

賃借期間は、令和6年12月26日から令和16年12月25日までの10年間です。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第49号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第49号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いし

事務局

ます。

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の8月指導分について報告します。

別紙資料1をご覧ください。(11箇所)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の8月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の8月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 8月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

3件の届出がありました。

田 3筆 2,519.00 m<sup>2</sup> 畑 5筆 1,125.85 m<sup>2</sup> 合計 8筆 3,644.85 m<sup>2</sup>

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、9月27日の金曜日を予定しています。

令和6年第10回農業委員会総会は、令和6年10月3日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議長

これをもちまして、令和6年第9回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。